

税金の滞納処分強化による債権・動産差し押さえ実施中

平成20年度 第1回 県・市町村合同公売会

問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114

合志市では財政の健全化、納税者の公平性を図るため、より一層の徴収強化(滞納処分)に取り組んでいます。

そこで、本市では滞納処分の一環として、強制的に滞納者宅の家宅捜索を行ない、動産(花瓶・骨董品・電化製品・酒類などの売却可能財産)、不動産(自動車)の差し押さえを執行しており、滞納税金に充てるため次のとおり県と他市町村合同で公売会を開催します。ぜひ、ご来場ください。



- と き 8月29日(金) 午前9時開場
- ところ グランメッセ熊本(益城町)
- 公売物件
約300点(予定)
花びん、テーブル、酒類、日用品など
- 公売方法 入札方式による
- 当日必要なもの
 - ・印かん(認印可、法人の場合は、代表者印)
 - ・購入代金(入札金額および消費税)
 - ・本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
 - ・委任状(代理人が入札する場合)
- その他
 - ・公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
 - ・公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。

集落内開発許可制度 区域が指定されました

問い合わせ先
都市計画課(西合志庁舎)
☎242-1104

集落内開発制度による区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第34条第11号に規定する、都道府県の条例で指定する土地の区域)が平成20年6月16日付けで指定されました。また、この基準による開発許可制度の運用が開始されています。(平成20年6月27日告示)

この制度によって指定を受けた合志市の区域は、熊本県土木部建築課と菊池地域振興局土木部景観建築課、または合志市都市計画課に備え付けの図面でご覧ください。

【この制度で建築が可能なものの概要】

- ①住宅(共同住宅、寄宿舍と下宿を除く)
〔1区画の敷地面積は、200㎡以上500㎡以内〕
- ②店舗面積500㎡以内の日用品販売店舗
〔1区画の敷地面積は、2,500㎡以内〕
- ③店舗併用住宅(①、②に該当するもの)
〔1区画の敷地面積は、2,500㎡以内〕

※開発許可基準の詳細については、別途ご確認ください。
※申請書等の様式は、県で作成しています。

集落内開発制度とは

50以上の建築物が連たんする区域や、市街化区域に隣接し市街化区域と一体的な生活圏を構成している区域など、必要な条件すべてを満たす区域に一定の開発を認め許可する制度です。この制度によって、今まで制限があった区域での新規住民の住宅建築などが可能になりました。



児童扶養手当

児童扶養手当は、離婚などの理由で父と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に支給されます。

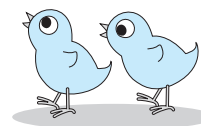
●手当の支給

手当の支給額は、受給者本人または生計を同じくする扶養義務者(受給者の父母など)の所得に応じて3つに区分されます。なお、この区分は毎年受給者から提出される「現況届」の審査状況で見直しがあります。

「全部支給」の人で支給対象児1人の場合は月額41,720円、「一部支給停止」の人で支給対象児1人の場合は所得に応じて月額41,710円～9,850円となります。支給対象児の2人目は月額5,000円加算、3人目以降は1人につき月額3,000円を加算します。

●認定請求の受付

子育て支援課窓口(西合志庁舎)で相談・請求の受付を行ないます。詳しくはお問い合わせください。



●現況届は忘れずに!

提出期限 8月29日(金)

児童扶養手当を受けている人は、受給資格要件の確認および支給額区分を決定するために、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届」を提出することになっています。この「現況届」の提出がなければ8月以降の手当の支給がなくなります。現況届の案内については、個別に通知します。また、現況届を2年間提出しないと手当の受給権がなくなります。忘れずに届出を行ってください。期間中にどうしても都合のつかない人はご連絡ください。

ひとり親家庭等 医療費助成

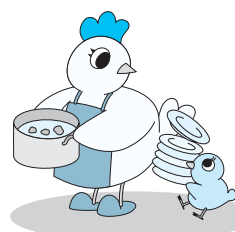
市では、ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子、母子家庭)等の医療費の一部を助成しています。

●助成対象者

- 次のすべてを満たす人が対象となります。
 - ・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者
 - ・市内に住所を有する母子家庭の母もしくは父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のない児童
- ※所得制限があります。

※この制度では「母子家庭の母」「父子家庭の父」とは「配偶者のいない者であって、

20歳未満の児童を扶養する者」、「児童」とは、「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」としています。



●助成額

助成対象者またはその保護者が一部負担金を支払った場合に支払額の3分の2(健康保険診療適用分)に相当する額を助成します。ただし、加入保険による付加給付等があるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。

関係書類の提出が必要です!

毎年、8月1日の時点で資格確認を行ないますので、個別に送付した関係書類の提出を忘れずに行ってください。

また、住所、氏名、加入保険、世帯の構成等に変更があれば変更届を提出していただく必要があります。子育て支援課まで、印かんをご持参ください。

請求・手続きはお早めに!

問い合わせ先

子育て支援課(西合志庁舎)

☎(242)1159